

中標津町保育士・幼稚園教諭等人材バンク設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の保育所、認定こども園、地域型保育施設、幼稚園及び児童会館等（以下「保育所等」という。）における担い手の確保と就労希望者の支援を目的として、町が実施する保育士・幼稚園教諭等人材バンク（以下「人材バンク」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録対象者)

第2条 人材バンクの登録対象となる者は、次の各号に掲げる職種に応じた資格又は必要な資格及び経験を有する者であつて、当該資格又は必要な知識及び経験を有する者として保育所等において就労を希望する者とする。

- (1) 保育士
- (2) 保育教諭
- (3) 幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭及び特別支援学校教諭
- (4) 調理師
- (5) 児童厚生員
- (6) 放課後児童支援員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、人材バンクの登録に必要と認める職種

(登録の申込み)

第3条 人材バンクへの登録を希望する者は、中標津町保育士・幼稚園教諭等人材バンク登録申込書兼同意書（様式第1号。以下「登録申込書」という。）を町長に提出するものとする。なお、資格を有する者は資格を証する書類の写しを提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による登録申込書の提出があつた場合は、提出された書類を審査の上、適当と認めたときは、中標津町保育士・幼稚園教諭等人材バンク登録者名簿（様式第2号。以下「登録者名簿」という。）へ登録し、町内の保育所等の長に限り、閲覧に供するものとする。

(登録情報の提供)

第4条 人材バンクの登録情報の提供を受けようとする保育所等の長は、中標津町保育士・幼稚園教諭等人材バンク登録者情報提供申請書（様式第3号。以下「申請書」という。）を町長に提出するものとする。

2 町長は、保育所等の長から申請書の提出があつたときは、登録申込書の写しを提供するものとする。

(登録の変更)

第5条 人材バンクに登録された者（以下「登録者」という。）は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに中標津町保育士・幼稚園教諭等人材バンク登録内容変更届出書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

(登録の解除)

第6条 登録者は、登録を解除しようとするときは、速やかに中標津町保育士・幼稚園教諭等人材バンク登録解除届出書（様式第5号。以下「登録解除届」という。）を町長に提出するものとする。

2 町長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を解除することができるものとする。

- (1) 登録者から登録解除届が提出されたとき。
- (2) 保育所等への採用が決まったとき。
- (3) 長期間（おおむね2年程度）にわたり理由なく連絡が取れないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、登録者として不適格と認められる事実が認められたとき。

（登録の期間）

第7条 人材バンクの登録期間は、登録を完了した日から前条第2項の規定により削除した日の前日までとする。

（留意事項）

第8条 人材バンクは、登録者に対し保育所等の職のあっせん、紹介を行うものではなく、また、保育所等に対し、登録者のあっせん、紹介を行うものではない。

- 2 保育所等の長は、その責任において面接を行い、採用の際には児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童福祉施設の整備及び運営に関する基準その他の関係法令等に基づく基準を遵守しなければならない。
- 3 保育所等の長は、第4条第2項の規定により提供された登録申込書の写しを適切に管理し、利用を終了した際にはその都度適切に廃棄しなければならない。
- 4 勤務条件等については登録者と保育所等との合意によるものであり、町長はその責任を負わない。

（個人情報の保護）

第9条 人材バンクにおける個人情報の取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定めるところによる。また、第4条第2項の規定により登録申込書の写しの提供を受けた保育所等の長は、提供された個人の情報を他人に漏らし、又は本要綱に定める以外の目的に使用してはならない。

（庶務）

第10条 人材バンクに関する庶務は、町民生活部子育て支援課において行う。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、人材バンクの運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。